

## ○小田原市市民活動推進委員会傍聴要領

(平成 15 年 8 月 27 日)

小田原市市民活動推進委員会傍聴要領

(趣旨)

**第 1 条** この要領は、小田原市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手續)

**第 2 条** 委員会を傍聴しようとする者は、自己の氏名等を市民活動推進委員会傍聴受付簿に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴の制限)

**第 3 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険のおそれのある物品を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会議の進行を妨げるおそれがあると認められる者

(禁止行為)

**第 4 条** 傍聴する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会議会場において、傍聴席以外の場所に立ち入ること。
- (2) 会議会場において、みだりに席を離れること。
- (3) 会議会場において、私語、談笑その他騒がしい行為をすること。
- (4) 会議会場において、会議の言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明すること。
- (5) 会議会場において、飲食又は喫煙をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をすること。

(撮影、録音等の禁止)

**第 5 条** 傍聴する者は、会議会場において、撮影、録音その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、委員会の許可を得た者は、この限りでない。

(退場)

**第 6 条** 傍聴する者が、前 2 条の規定に違反するときは、委員会委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

2 傍聴する者は、公開の会議中において、委員会が会議の全部又は一部を公開しないこととしたときは、速やかに退場しなければならない。

(委任)

**第 7 条** この要領に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、委員会委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要領は、平成 15 年 8 月 27 日から施行する。

○小田原市情報公開条例（抜粋）

第4章 会議の公開

**第24条** 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに準ずるもの（以下「審議会等」という。）の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等により特別の定めがあるとき。
- (2) 非公開情報について審議、審査、調査等をするとき。
- (3) 公開することにより公正又は円滑な運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等が全部又は一部を公開しないこととしたとき。

○小田原市審議会等の会議の公開に関する要綱（抜粋）

（会議の公開の可否等）

第2条 審議会等は、会議を開催する場合は、あらかじめ当該会議の公開の可否について、決定しておかなければならない。ただし、公開を決定した会議の開催中において、当該会議を公開しないこととするべき事由が生じたときは、当該審議会等の定めるところにより、当該会議を公開しないことができる。

2 審議会等は、当該審議会等の会議の全部又は一部を公開しない場合は、その理由を明らかにしなければならない。

（会議開催の事前公表）

第3条 審議会等は、会議を開催する1週間前までに、審議会等の会議開催のお知らせ（様式第1号）を行政情報センターに備え置き、閲覧に供するとともに、その内容を本市のホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に審議会等の会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

2 審議会等は、会議を開催する場合は、事前に会議名、開催日時、担当室課名その他の必要な事項を広報おだわらに掲載し、会議開催の周知に努めるものとする。ただし、緊急に審議会等の会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

（会議の傍聴等）

第4条 審議会等の会議の公開は、当該会議の傍聴を希望する者にその傍聴を認めることにより行うものとする。

2 前項の場合において、審議会等は、傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員を決めることができる。

3 前項の規定により、傍聴者の定員を決めた会議において、傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順により傍聴者を決めるものとする。ただし、審議会等が必要と認めるときは、抽選その他の方法によることができる。

4 審議会等は、会議の公開に当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続、遵守事項等を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めるものとする。

（会議資料の提供）

第5条 審議会等の会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議資料（条例第8条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除く。）を配布するものとする。

2 前項の場合において、図面、地図、写真、報告書又は大量な会議資料その他の配布することが困難である会議資料については、当該会議が終了するまでの間、当該会議を行う場所に備え置き、傍聴者の閲覧に供することにより行うことができるものとする。

（会議録等の公開）

第6条 審議会等は、会議の終了後、速やかに、当該会議に係る審議会等の会議開催状況報告書（様式第2号。この条において「報告書」という。）及び会議録を作成し、報告書にあっては、前条第1項の会議資料を添えて、会議録にあっては、その写し（会議を公開しないこととした場合及び条例第8条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除く。）を総務部行政総務課に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された書類は、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで、行政情報センターに備え置き、閲覧に供するものとする。